



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

(法務二六)

○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産一六)

〔告 示〕

○医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件

(厚生労働六五)

○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件の一部を改正する件 (農林水産五三二)

○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件 (同五三三)

〔官庁報告〕

官庁事項

日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示 (金融庁)

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示 (同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成三十年度日本放送協会貸借対照表及び損益

計算書、弁理士登録関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

省 令

○法務省令第二十六号

法務省設置法 (平成十一年法律第九十三号) 第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日

法務大臣 山下 貴司

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令
 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表				別表				
改正後				改正前				
[略]	福島地方法務局	支局	出張所	[同上]	福島地方法務局	支局	出張所	
		位置	管轄区域			位置	管轄区域	
	いわき	富岡	福島県	福島県	[同上]	富岡	福島県	福島県
			いわき市	いわき市			福島県の内	いわき市

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

○農林水産省令第十六号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第二十条第三項及び第二十一条第一項の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
(報告)	第二十条 (略)	(報告)	第二十条 (略)

2 | 電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して前項の規定による提出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第三項の規定は、適用しない。

農林水産大臣 吉川 貴盛